

2025年 7月/8日

神奈川県労働局長
児屋野 文男 殿

全日本自動車産業労働組合総連合会
神奈川県労働組合協議会 議長 高橋



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、神奈川県自動車（新車）小売業の最低賃金の新設の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
神奈川県において自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 15,908人
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
神奈川県において自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者以上 約542名
3. 決定を申し出る最低賃金の件名
神奈川県自動車（新車）小売業
4. 申出の内容
上記3の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 7,976人

- ・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 7,976人 (A)
- ・神奈川県における自動車(新車)小売業を営む使用者に適用される基幹的労働者数 15,908人 (B)

$$A \div B = 50.1\%$$

- ・労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,231円/時間額

6. 添付書類

- ・最低賃金申請組合
- ・協定書
- ・合意書および委任状

以上

